

令和 6 年 9 月 1 2 日開会

令和 6 年 9 月 日閉会

令和 6 年第 3 回八百津町議会（定例会）議案

八 百 津 町 議 会

令和6年第3回八百津町議会定例会議事日程表

令和6年9月12日 午 時 分開議

日程第1	諸般の報告		
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	議案第39号	専決処分した事件の承認について（令和6年度八百津町一般会計補正予算（第3号））	1
日程第5	議案第40号	八百津町情報公開条例の一部を改正する条例について	3
日程第6	議案第41号	八百津地区排水路整備事業基金条例を廃止する条例について	5
日程第7	議案第42号	八百津町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	7
日程第8	議案第43号	八百津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	9
日程第9	議案第44号	令和5年度八百津町一般会計歳入歳出決算認定について	11
日程第10	議案第45号	令和5年度八百津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	12
日程第11	議案第46号	令和5年度八百津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	13
日程第12	議案第47号	令和5年度八百津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	14
日程第13	議案第48号	令和5年度八百津町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	15
日程第14	議案第49号	令和5年度八百津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	16
日程第15	議案第50号	令和6年度八百津町一般会計補正予算（第4号）	別冊
日程第16	議案第51号	令和6年度八百津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
日程第17	議案第52号	令和6年度八百津町介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
日程第18	議案第53号	財産の取得について	17

日程第 19	議案第 54 号	財産の取得について		18
--------	----------	-----------	-------	----

議案第 39 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり
専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 9 月 12 日提出

八百津町長 金 子 政 則

専第 17 号

令和 6 年度八百津町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について

火災により被災した建物の復旧を行う必要が生じたため、補正予算を編成する。ただし、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 7 月 19 日

八百津町長 金子 政 則

1 令和 6 年度八百津町一般会計補正予算（第 3 号）

別冊

議案第 40 号

八百津町情報公開条例の一部を改正する条例について

八百津町情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 12 日提出

八百津町長 金 子 政 則

令和6年八百津町条例第 号

八百津町情報公開条例の一部を改正する条例

八百津町情報公開条例（平成17年八百津町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（公文書の開示を請求できるもの）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案説明）

情報公開制度の趣旨に鑑み、開示請求権者を限定せず、対象をより拡大するため、条例の一部を改正する。

議案第 4 1 号

八百津地区排水路整備事業基金条例を廃止する条例について

八百津地区排水路整備事業基金条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 1 2 日提出

八百津町長 金 子 政 則

令和 6 年八百津町条例第 号

八百津地区排水路整備事業基金条例を廃止する条例

八百津地区排水路整備事業基金条例（平成 2 4 年八百津町条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案説明）

基金の目的が達せられたことから、条例を廃止する。

議案第 4 2 号

八百津町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

八百津町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 1 2 日提出

八百津町長 金 子 政 則

令和 6 年八百津町条例第 号

八百津町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

八百津町福祉医療費助成に関する条例（昭和 5 0 年八百津町条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号ア中「第 2 条の 4 第 7 項」を「第 2 条の 4 第 6 項」に、「第 2 条の 4 第 8 項」を「第 2 条の 4 第 7 項」に改め、同項第 4 号ア中「第 2 条の 4 第 8 項」を「第 2 条の 4 第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

（提案説明）

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 2 5 9 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正する。

議案第 4 3 号

八百津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

八百津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 1 2 日提出

八百津町長 金 子 政 則

令和6年八百津町条例第 号

八百津町国民健康保険条例の一部を改正する条例

八百津町国民健康保険条例（昭和39年八百津町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案説明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正する。

議案第 4 4 号

令和 5 年度八百津町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度八百津町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 1 2 日提出

八百津町長 金 子 政 則

- 1 令和 5 年度八百津町一般会計歳入歳出決算書及び監査委員の意見書 別冊

議案第 4 5 号

令和 5 年度八百津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度八百津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 1 2 日提出

八百津町長 金 子 政 則

- 1 令和 5 年度八百津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書及び監査委員の意見書

別冊

議案第46号

令和5年度八百津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度八百津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月12日提出

八百津町長 金子政則

- 1 令和5年度八百津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び監査委員の意見書
別冊

議案第 4 7 号

令和 5 年度八百津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度八百津町介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 1 2 日提出

八百津町長 金 子 政 則

- 1 令和 5 年度八百津町介護保険特別会計歳入歳出決算書及び監査委員の意見書

別冊

議案第 48 号

令和 5 年度八百津町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年度八百津町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 5 年度八百津町水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 12 日提出

八百津町長 金 子 政 則

- 1 令和 5 年度八百津町水道事業会計決算書及び監査委員の意見書 別冊

議案第49号

令和5年度八百津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、令和5年度八百津町下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、令和5年度八百津町下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月12日提出

八百津町長 金子政則

- 1 令和5年度八百津町下水道事業会計決算書及び監査委員の意見書 別冊

議案第 53 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和 6 年 9 月 12 日提出

八百津町長 金子 政 則

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 物品の名称、数量 | 小学校教師用デジタル教科書及び指導書、特別支援教育指導書 464 点 |
| 2 | 取得の目的 | 令和 2 年度の小学校使用教材用図書の更新に伴う教師用デジタル教科書等の取得 |
| 3 | 取得の方法 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約 |
| 4 | 取得の日 | 令和 2 年 4 月 1 日 |
| 5 | 契約の金額 | 8,984,470 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 八百津町八百津 3887 番地
司馬書店
司馬範人 |

(提案説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び八百津町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年八百津町条例第 2 号）第 3 条の規定により、事後的に議会の議決を求める。

議案第 54 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和 6 年 9 月 12 日提出

八百津町長 金子 政 則

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 物品の名称、数量 | 小学校教師用デジタル教科書及び指導書、特別支援教育指導書 693 点 |
| 2 | 取得の目的 | 令和 6 年度の小学校使用教材用図書の更新に伴う教師用デジタル教科書等の取得 |
| 3 | 取得の方法 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約 |
| 4 | 取得の日 | 令和 6 年 4 月 1 日 |
| 5 | 契約の金額 | 15,928,946 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 八百津町八百津 3887 番地
司馬書店
司馬範人 |

(提案説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び八百津町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年八百津町条例第 2 号）第 3 条の規定により、事後的に議会の議決を求める。